

公害管理局告示

件名：“プラスチック廃棄物” (Khaya Plastic ; ขยะพลาสติก) 及び “プラスチック屑”(Sed Plastic ; เศษพลาสติก) の定義について

仏歴 2564 年（西暦 2021 年）

プラスチック廃棄物” (Khaya Plastic ; ขยะพลาสติก) 及び“プラスチック屑”(Sed Plastic ; เศษพลาสติก) という言葉の意味を、プラスチック屑の輸出入に關与する公的機関と民間機関の両方にとって明確に定義することは、プラスチック廃棄物の管理に使用することを含め、關連する法律に従って効果的に、プラスチック屑の輸出入に關して特定、管理、検査業務を効率的に行う為に必要なことです。科学的な原則に正確に従って健康、衛生、環境の安全を確保するだけではなく、また、バーゼル条約の義務に違反する国境を越えた移動を防ぐためにも必要です。

従って、天然資源環境省の公害管理局の政府部門の一部を分割する省令（仏歴 2561 年/西暦 2018 年）を遵守するために、公害管理局に知識、技術及び法律を進展する義務と権限を持つことを規定する。それは、廃棄物残渣、有害物質、水質、大気、騒音、振動の管理に適用され、汚染管理に關するアドバイスと支援を提供するものです。公害管理局長は、したがって 国家行政規則法（仏歴 2534 年/西暦 1991 年）のセクション 34 とその改正版に従って、プラスチック廃棄物” (Khaya Plastic ; ขยะพลาสติก) 及び“プラスチック屑”(Sed Plastic ; เศษพลาสติก) という言葉の意味を以下のように規定する告示を行う。

条項 1：“プラスチック廃棄物” (Khaya Plastic ; ขยะพลาสติก) とは、使用済みであるか否かを問わず、捨てられることになった、またはそれ以上必要としなくなった、又は劣化して使用不能になった、又は他のごみ若しくは他の種類の物質で汚染されたプラスチックの工作物又は部品を意味する。

条項 2：“プラスチック屑” (Sed Plastic ; เศษพลาสติก) とは、関税定率法の品目番号 39.15 に基づく、使用済みであるか否かを問わない、プラスチックの屑、切り屑、使用不能物を意味する。

告示日：仏歴 2564 年（西暦 2021 年）5 月 25 日

アタポン・チャロエンチャンサ (Attaphon Charoenchansa)

天然資源環境省・公害管理局長

< 仮訳ですので、ご使用にあたっては原文を、ご確認ください。 >